

2014.10.31

文化審議会著作権分科会
著作物の適切な保護と利用・流通に関する小委員会
ヒアリングにおける意見

一般社団法人 日本書籍出版協会
知的財産権委員会

1. 基本的な考え方について

電子情報技術産業協会著作権専門委員会が、2014年2月17日付けの説明資料において主張している基本方針については、重大な認識の相違が存在する。

「ユーザーの利便性向上に資するか、新産業の創出・産業の成長や技術進歩に貢献するかという観点から社会的に有用であることが認められるサービスについては、それらが適法に行われるような法環境の整備」が要望されており、「著作権者の反対を重視して適法化を否定したり、金銭の支払を条件としたりすることがないように」すべきと述べられている。

著作権法の目的は、同法第1条で明確に示されている通り、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」であり、ユーザーの利便性向上や、新産業の創出・成長が、著作権者の保護に優先してなされることを想定するものではない。

さらに、「著作権者が損害を被ることなど具体的に困ることが実証データ等によって示されない場合は、著作権者の正当な利益を不当に害するとは言えないと考えられる」としているが、仮に法改正を求める理由に妥当性があるとしても、そのような法改正が認められるためには、法改正を求める側が、かかる改正が著作権者の利益を不当に害さないことを立証すべきであり、著作権者の側にその立証責任を負わせるがごとき主張は、法改正の手続き上も到底認められるものではない。

2. 審議の順序について

「クラウドについては、対価還元の検討とは切り離して遅滞なく優先的に検討」することを要望しているが、著作物の利用許諾がその対価還元とセットで論じられるのは、著作物が著作権者の私的所有にかかる財であり、その利用に際して対価還元が表裏一体の条件と

して検討されることは、資本主義社会のルールとしては当然のことである。

わが国経済を支える重要な産業の一翼を担う業界を代表する団体の意見としては、あまりにも乱暴な意見であると言わざるを得ない。

3. 個別の問題について

個別の利用に関しては、それらの利用がいかに有用であるかについては述べられているが、それらのサービスを可能にするために、著作権の許諾を得ることがなぜできないか、著作権を制限することによって著作権者の利益を不当に害することがないとする理由について何ら述べられていない。

上記1. で述べた通り、そのような主張に対して、権利者側が利益を不当に害されていないことを、権利者側が積極的に立証する必要を認めない。

4. 出版活動との関連について

出版社の行うビジネスの形態は、急速に進展する電子化によって多様化している。今後出版社は、さらに紙の出版物と電子出版物との共存を進め、よりよい読書環境を提供していかうとしている。そのためには、過去に出版した膨大な出版物のアーカイブ化を著作者の了解の下、各社の事業として進めつつあり、そのコンテンツの活用として例えばサブスクリプションモデルの開発等、新たなビジネス展開を図ろうとしている。

このような状況の中で、第三者が権利制限によって大量の著作物をデジタル化し蓄積できるようになると、この出版社の目指すビジネスとの重大なバッティングが生じる懸念がある。もとより、新たな事業者がそのようなビジネスに参入することを否定するものではないが、その際の競争は、コンテンツの源泉である著作者の権利の尊重の上に立って行われることが必要であり、安易な権利制限によるビジネス展開は、これまで積み上げてきた著作者と出版者の信頼に基づく「知の再生産」のサイクルを破壊するものである。

5. “自炊”訴訟との関連について

10月22日に知財高裁で出された、いわゆる自炊代行サービス業者の行為に対する判決では、かかる行為は利用者本人ではなく被告業者が行う複製であることから、著作権法第30条の私的使用にあたらぬ旨、明確に述べている。

私的に行うメディア変換について、利用者以外の者が業として行う複製やその他の著作物の利用行為を権利制限によって認めることに妥当性がないことは、この判決をみても明らかであるとする。

以上